

○河北郡市広域事務組合管理職手当の支給に関する規則

制定	平成16年4月1日	規則第7号
改正	平成17年4月1日	規則第8号
	平成18年4月1日	規則第8号
	平成19年3月30日	規則第10号
	平成25年6月18日	規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、河北郡市広域事務組合一般職の職員の給与に関する条例（平成16年河北郡市広域事務組合条例第17号、以下「給与条例」という。）第2条において、準用する津幡町一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年津幡町条例第27号）第8条の規定に基づき、管理職手当の支給について定めるものとする。

(手当の支給)

第2条 管理職手当を支給する職員の職は、別表に掲げる職とし、当該職の職員に支給する。

2 前項の規定により管理職手当を支給される職員には、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び一般廃棄物処理施設及び下水汚泥処理施設従事職員の特殊勤務手当は支給しない。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年4月1日規則第8号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年4月1日規則第8号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第10号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

規 則（平成25年6月18日規則第1号）

この規則は、平成25年7月1日から施行する。

別表（第2条関係）

職	手当の額
事務局長	55,000円
次長及び課長	51,000円
所長、課長補佐、室長及び館長	34,000円